

東海村復興推進計画

平成 30 年 1 月 16 日
茨城県東海村

1. 計画の区域

東海村全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、本村では震度 6 弱を記録し、死者 4 名、重軽傷 4 名の人的被害が発生した。村内全域においては、約 3,900 戸の住宅が全壊や一部破損などの被害を受け、南台団地においては、地盤の滑動崩落、液状化により約 60 戸の住宅が全壊・大規模半壊する等の大きな被害を受けた。インフラ面でも、停電、断水、ガスの停止に加え、交通網では JR 常磐線の運休が 1 ヶ月弱も続き、村内幹線道路を含む 250 路線にて被災するなどライフラインが寸断され、村民の生活に甚大な被害を受けた。村内に立地している原子力関連の事業者についても長期間停止となった事業所が多数ある。

このような中、本村の復興に向けて、本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を行うことにより、本村のみならず沿岸部を含めた地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保することを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本村の中核的産業である生産用機械器具製造業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本村に新たに立地する株式会社 ML カチオン（以下、「対象事業者」という。）が東海村大字須和間字部原の東海村部原地区工業団地において、建設機械部品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村における生産用機械器具製造業は、本村の製造業の従業員数において第 9 位に位置付けられる中核的な業種であり、かつ、生産用機械器具製造業の従業員数において約 47% を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出に

についても25名（うち、沿岸部より10名）の新規雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、本事業は本計画の目標に掲げた「本村のみならず沿岸部を含めた地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本村における生産用機械器具製造業の主要企業となる対象事業者が新たに工場を稼働させることで、地域経済の活性化が期待される。

これらの効果は、本村のみならず沿岸部の雇用機会を創出し、円滑かつ迅速な復興推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。また、東海村、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員に含む東海村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。